

一般財団法人奈良県交通安全協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人奈良県交通安全協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県橿原市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く交通安全思想の普及向上に努めるとともに、交通事故のない安全で円滑な交通社会を確立し、もって明るく暮らしやすい安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通安全思想の普及啓発
- (2) 交通安全に関する講習
- (3) 交通安全に関する各種教育及び訓練
- (4) 交通安全に関する調査及び研究
- (5) 交通安全に関する設備の整備及び改善並びに資機材の普及
- (6) 優良運転者及び交通安全功労者の表彰
- (7) 交通安全活動推進センターに関する事業
- (8) 良好な自動車運転者の養成
- (9) 行政機関から委託又は指定を受けた事業
- (10) 奈良県収入証紙の売りさばき
- (11) 運転免許用写真の販売
- (12) 道路交通利用者の利便に資する事業
- (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な次の各号に掲げる財産は、この法人の基本財産とする。

- (1) 一般財団法人移行登記前日の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 理事会において基本財産に繰り入れることを承認した財産

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しな

ければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の決議を必要とする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に定時評議員会の日の2週間前の日から、5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(財産及び剰余金の分配の禁止)

第10条 この法人は、名目の如何を問わず、財産及び剰余金の分配を行わない。

第3章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に、評議員6名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

- 第14条 評議員の報酬は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準は、理事会の決議を経て別に定める役員の費用弁償基準を準用する。

第4章 評議員会

（構成）

- 第15条 評議員会は、すべての評議員をもつて構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事の報酬額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、議長は、評議員としての議決権を留保し、可否同数の場合のみ、議決権を行使し議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第11条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対して評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記

録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、作成者及び議長がこれに記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事、3名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長、専務理事及び常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

- 4 会長及び副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産を調査することができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会で別に定める支給基準に従って算出した額を報酬として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準は、理事会の決議を経て別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができる。

きない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の3日前までに、各理事及び各監事に対してその通知をしなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の種類)

第34条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の二種とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度2回以上開催し、臨時理事会は必要がある場合に開催する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるときは、理事会で定めた順序により、他の理事がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、議長は、理事としての議決権を留保し、可否同数の場合のみ、議決権を行使し議長の決するところによる。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会への報告の省略)

第39条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 常任理事会

(常任理事会の設置と任務)

第41条 この法人に、会長、副会長、専務理事及び常務理事で構成する常任理事会を置く。

2 前項の常任理事会は、会長が必要により招集し、理事会に付議すべき事項の予備的な検討を行うほか、理事会決定事項の円滑な推進を図ることを任務とする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が精算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を配置する。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、会長が任免する。

第10章 支部協会

(支部協会の設置)

第46条 この法人の事業を推進するため、理事会の決議により、奈良県下の警察署管轄区域を単位として、支部協会を設置することができる。

2 支部協会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める規則によ

るものとする。

第11章 賛助会員

(賛助会員)

第47条 この法人の目的に賛同し、運営を援助しようとする個人又は団体を賛助会員とする。

- 2 賛助会員は、理事会の決議により別に定める賛助会費を納入する。
- 3 賛助会員に関するその他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 雑則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事（会長）は、岡村吾郎とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

樋口 順一
岡田 邦彦
上田 宗平
尾川 佳永
松下 裕伸
岡本志磨子
永田 泰一
松尾 文隆
別所 矩佳
大橋 周次
木本 正義
藤山 龍雄
阪之上 晋
北村 範彦
吉本 眞也

貸借対照表

令和5年3月31日現在

		単位 円
1資産の部	流動資産	848,424,826
	固定資産(基本財産)	50,000,000
	特定資産	208,143,062
	その他固定資産	223,931,281
	資産合計	1,330,499,169
2負債の部	流動負債	275,840,760
	固定負債	23,794,110
	負債合計	299,634,870
3正味財産の部	一般正味財産	1,030,864,299
	(うち基本財産充当額)	(50,000,000)
	(うち特定資産充当額)	(208,143,062)
	正味財産合計	1,030,864,299
	負債及正味財産合計	1,330,499,169

正味財産増減計算書総括表

令和4年4月～令和5年3月（単位：円）

科 目	当年度	備 考
経常収益	会費収入	128,861,500 賛助会員受取会費
	事業収入	326,836,887 自動車学校事業、受託事業等
	その他	14,276,492 基本財産運用収益、雑収入等
	経常収益計	469,974,879
経常費用	交通安全事業費	127,441,130 交通安全事業(公益目的支出実施計画事業)
	その他事業費	318,718,379 自動車学校事業、受託事業等
	管理費	20,207,505
	経常費用計	466,367,014
当期経常増減額	3,607,865	
経常外収益	0	
経常外費用	7	
税引前当期一般正味財産増減額	3,607,858	
法人税等	71,000	
当期一般正味財産増減額	3,536,858	
一般正味財産期首残高	1,027,327,441	
一般正味財産期末残高	1,030,864,299	

賛助会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人奈良県交通安全協会（以下「協会」という。）の賛助会員（以下「会員」という。）及び賛助会費（以下「会費」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 会員は、協会の目的に賛同し、協会の活動を援助する者で、次の2種類とする。

- (1) 個人会員
- (2) 団体会員

(入会資格)

第3条 個人会員は、原則として奈良県内に居住する自動車運転免許保有者とする。ただし、自動車運転免許を保有しない者（以下「非運転者」という。）であっても、協会の目的に賛同し、その活動を援助しようとする奈良県内居住者で入会を希望する者（16歳未満の者を除く。）は、入会を妨げない。

2 団体会員は、奈良県内に事務所を置く法人、団体とする。ただし、反社会的団体、政治的団体、その他事業を推進する上でふさわしくないと協会が認める団体の入会を拒否することができる。

(賛助会費額)

第4条 賛助会費（以下「会費」という。）の額は、個人会員、団体会員の区別に従い次のとおりとする。

- | | | |
|----------|----|-----------|
| (1) 個人会員 | 年額 | 500円 |
| (2) 団体会員 | 年額 | 1010,000円 |

(会費の納入)

第5条 自動車運転免許を保有する個人会員は、原則として、運転免許の新規取得時又は更新手続き時に運転免許の有効期間年数分の会費を一括して納入するものとする。

ただし、運転免許の有効期間の途中に入会する場合は、有効期間年数の残り年数に応じて納入するものとする。この場合、運転免許の有効期間年数分の計算は、次回更新可能日である誕生日の1か月前の日から逆算した有効期間の残り年数が1年に満たない月数につき、6か月以上を1年とみなす。

- 2 個人会員のうち、非運転者は、入会時に3年相当額を一括して納入し、以後3年毎に3年相当額を一括納入するものとする。
- 4 団体会員は、1年毎に年額を納入するものとする。

(入会手続き)

第6条 個人会員の入会手続きは、協会の運転免許センター出張事務所又は支部協会窓口において行う。ただし、非運転者は、支部協会窓口で入会申込書（別記様式1）を提出して行う。

2 団体会員の新規入会手続きは、当該団体の事務所の所在地に対応する支部協会窓口において入会申込書（別記様式2）を提出して行う。

(会員の特典)

第7条 会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) 会員証の貸与（個人会員）
- (2) 交通安全関連物資の割引購入
- (3) その他協会が認めた特典

(個人情報の取得と保護)

第8条 会員の入会時に、会員管理上必要な個人情報を取得し、会員名簿を作成する。

- 2 取得した個人情報は、正当な理由なく第三者に提供せず、会員管理及び協会の事業に関してのみ利用する。
- 3 取得した個人情報は、適切な安全対策を講じ、紛失、漏洩、改ざんなどの防止に万全を期さなければならない。

(会員名簿の保管)

第9条 会員の名簿は、住所地又は事務所の所在地に対応する支部協会において、5年間保管するものとする。

(退会)

第10条 運転免許を保有する個人会員は、次回運転免許更新時に会費を納入しないとき、退会したものとみなす。

- 2 非運転者の会員及び団体会員は、会費を納入しないとき、退会したものとみなす。
- 3 前2項以外の途中退会は取り扱わないものとする。

(既納会費の取扱い)

第11条 会員が納入した会費は、これを返還することができない。

附 則

- 1 この規程は、一般財団法人奈良県交通安全協会設立登記の日から施行する。